

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第五条の二十一まで（現行のとおり） （特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者）</p> <p>第五条の二十二（現行のとおり）</p> <p>2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者（同項第八号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島供給を行うものに限る。）とする。</p> <p>第五条の二十三から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第五条の二十一まで（略） （特定エネルギー及び特定エネルギー供給事業者）</p> <p>第五条の二十二（略）</p> <p>2 条例第九条の二第一項に規定する規則で定める事業者は、電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者とする。</p> <p>第五条の二十三から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>